

平成二十五年二月二十日提出
質 問 第 二 六 号

取調べ可視化基準に関する質問主意書

提出者 石川知裕

取調べ可視化基準に関する質問主意書

いわゆるパソコン遠隔操作事件で逮捕された片山祐輔容疑者の弁護人は、平成二十五年二月十七日に警視庁に文書で「録音・録画に応じなければ、取調べには一切応じない」と申し入れたと報道されている。これを踏まえ以下質問する。

一 警視庁からこの件の報告を受けているか。

二 警察は、その申し入れを受け入れていないと報道されているが、この件について把握しているか。

三 片山容疑者逮捕に至るまで、四人も誤認逮捕され、その内二人が自白を強要され、実際には行っていない犯罪を認めたことが大きな問題となっている。この件についての見解如何。

四 三のような経過を鑑みるに取調べの可視化は受け入れるべき案件と考えるが政府の見解を明らかにされたい。

五 取調べの録音・録画を受け入れるべき基準を明らかにされたい。
右質問する。